

【諮問（個人）第210号】

6川情個第25号
令和6年10月17日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和5年10月3日付け5川総コ第62号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った文書の存否を明らかにしない拒否処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年11月29日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの）。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、「〇〇〇〇」の「保育園利用修了書」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、請求に係る情報は条例第20条に該当するとし、令和4年12月9日付け4川多児第48号で、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年12月21日付けで、本件処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第210号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和4年12月21日付け審査請求書、令和4年12月21日付け添付資料、令和5年2月27日付け反論書、令和5年3月6日付け証拠書類、令和5年5月16日付け再反論書、令和5年7月26日実施の審査庁による口頭意見陳述、令和5年8月31日付け証拠書類、令和6年6月11日付け受領の意見書、令和6年6月11日付け受領の添付書類及び令和6年8月9日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 配偶者は、居住先から子（〇〇〇〇（〇〇）と〇〇〇〇（〇〇））を別の居住先に連れ去った。子（〇〇〇〇）の登園している保育園に確認したところ、退所したと口頭説明があったので、詳しく状況を尋ねたところ、多摩区役所より退園申請を受領したという報告を受けたという内容であった。退園申請を受領したことが事実であれば、退園届が公的に保管されているはずであるが、実施機関によって存在の有無でさえも開示されなかった。実施機関は処分理由を条例第20条の規定と審査請求人に伝えたが、どのような根拠を基に詳細な判断をしたかということが不明瞭であり、具体的な理由が説明されていないことで、処分が不服ともいえないという不利益を受けている。客観的な事実やそれに基づく根拠の説明もないため、条例第17条第7号には該当しない。
- (2) これまでの監護状況に特段の問題があったという認識はないことから、その上で子らを配偶者が一方的に連れ去ったものであって、存否応答拒否という処分は、子の連れ去りという違法行為を行政がアシストする形となり、今後において類似の事例があった際に、社会的にも悪影響が出ることを懸念する。
- (3) 審査請求人に配偶者、子の所在が判明した場合でも、子の利益に反する行為に及ぶとは言い切れない。本件処分に至った経緯、明確な根拠並びに説明がないままの状態では、一切、納得がいくものではない。実施機関の見解として、条例第

17条と第20条に該当すると伝えられていたが、家庭環境に何ら問題はなかったと思っている。DV等の加害者になる証拠もないことを考えると、条例第17条と第20条には該当しないと認識している。

4 実施機関の主張要旨

令和5年2月6日付け弁明書、令和5年3月31日付け再弁明書、令和5年7月26日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和6年7月12日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 一般に、実施機関の福祉事務所において保育所利用終了を決定したときは、保育所利用終了通知書という様式を用いて通知しており、当該様式には実施機関の担当部署に関する所在及び部署名のほか、「子どもの氏名及び生年月日」、「保護者の氏名」、「保護者の住所」、「(保育所利用終了の)決定年月日」、「通知理由」、「利用施設の名称」、「利用施設の類型」、「利用者負担月額及び負担区分」、「延長保育料の月額」、「利用者負担額適用期間」及び「X月分利用者負担額(Xには保育料徴収対象者が月途中で退園する場合に退園月が入る。)」等を記載することとしている。
- (2) 本件請求についてみると、上記(1)で述べるような個人に関する情報のほか、保育所利用終了通知が存在しているか否かを答えるだけで、保育所利用の有無が分かり、現在の状況が推測され、不開示情報として守られるべき利益が害されてしまうおそれがあることから、条例第17条第7号にいう「人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる」ため、条例第20条の規定により存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した。
- (3) 審査請求人は条例第17条第7号に該当しないと主張の理由として、客観的な事実やそれに基づく根拠や理由の説明があるとはいえないことを述べているものと考えられるが、条例第17条第7号は「開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」について不開示とするものであるから、条例第17条第7号の該当性については「客観的な事実」は要件とはいえない。
- (4) 本件請求は審査請求人を本人として行われているものであるが、仮に法定代理人として本件請求と同様の保有個人情報の開示請求がなされていたとしても、上記(1)で述べるような個人に関する情報のほか、保育所利用終了通知が存在しているか否かを答えるだけで、保育所利用の有無が分かり、現在の状況が推測されることは、条例第17条第7号にいう「人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる」ことに変わりはなく、条例第17条第2号にいう開示することが当該未成年の利益に反すると認められるものに該当す

る。

5 審査会の判断

- (1) 本審査請求においては、本件請求に係る「保育所利用終了通知書」の存否応答拒否の当否が問題とされている。

ここで、当該通知書の様式を当審査会でも見分したところ、記載内容は「子どもの氏名及び生年月日」、「保護者の氏名」、「保護者の住所」、「(保育所利用終了の)決定年月日」、「通知理由」、「利用施設の名称」、「利用施設の類型」、「利用者負担月額及び負担区分」、「延長保育料の月額」、「利用者負担額適用期間」及び「X月分利用者負担額(Xには保育料徴収対象者が月途中で退園する場合に退園月が入る)」等であった。

以上を踏まえて検討すると、本件請求に係る「保育所利用終了通知書」が存在しているか否かを答えるだけで、子の現在の保育所利用の有無が確定的に判明するほか、子や配偶者の住所地等現在の生活状況を推測する材料ともなりうることから、条例第17条第7号にいう「開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

- (2) したがって、実施機関が、条例第20条の規定により文書の存否を答えるだけで、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして拒否処分をしたことは妥当である。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	石野百合子
委員	嘉藤亮
委員	友岡史仁
委員	中島美砂子